The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「風月」考 ： 公宴詩会との関わりにおいて
Author(s)	滝川, 幸司
Citation	語文. 1996, 66, p. 19-28
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68897
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「風月」考

――公宴詩会との関わりにおいて――

滝川幸司

一

寛平二年、讃岐守の任期を終えて帰洛した菅原道真は、宇多天皇主催の曲水宴に参加し、次のような詩を賦した。

三月三日侍於雅院賜侍臣曲水之飲応製　菅原道真

擲度風光臥海浜　風光を擲度し海浜に臥す
可憐今日遇佳辰　憐れむべし今日佳辰に遇ふことを
近臨桂殿廻流水　近く臨む桂殿廻流の水
遥想蘭亭晩景春　遥に想ふ蘭亭晩景の春
仙盞追来花錦乱　仙盞追ひ来りて花錦乱る
御簾巻却月鈎新　御簾巻却して月鈎新たなり
四時不廃歌王沢　四時王沢を歌ふことを廃めず
長断詩臣作外臣　長く詩臣の外臣たることを断たん

（『菅家文草』巻四・324）

首聯は、讃岐に居て虚しく過ごしていた頃と、今日この曲水宴に参加できたことの喜びとをいう。頷聯、頸聯で曲水宴の光景を描写し、尾聯で、この宴に参加できた喜びを詠むのであるが、四季折々の季節に王沢を謳うことをやめないでいたい、そのために、「詩臣」であるこの私を「外臣（＝地方官）」に任じないでほしい、という。「四時……歌二王沢一」とは、この曲水宴を含め四季折々の季節に開かれる公宴詩会で天子の徳を讃える詩を賦すことを意味するのであろう。道真は、公宴詩会で「王沢」を謳歌するために、都に「詩臣」として留まっていたいと願っているのである。こうした道真の願望は、讃岐守時代の詩に顕著に見え、「毎属二佳辰公宴日一　空々湿損客衣襟」（『菅家文草』巻四・284「正月十六日憶宮妓踏歌」）と、讃岐に居るばかりに都での公宴に参加できない自分を悲しんでおり、前掲曲水宴詩尾聯と好対照であろう。道真のこうした悲嘆について、波戸岡旭氏が次のように論じている。(1)

道真に限らず詩賦の才有りと自負する者にとって朝廷の詩宴に列席が許されることは、何よりの名誉であったが、道真の詩宴に寄せる意欲は殊のほか激しく頭であった。たとえば讃岐時代の仁和五年（八八九）の詩には、

（引用者注、前掲「正月十六日憶宮妓踏歌」の尾聯を引く、省略）

とあり、地方官の身では踏歌の節会を始め、あらゆる詩宴に列席出来ないとの悲哀をかこっている。地方官の憂き身の最たるものとして、詩宴に参席出来ないことをいうのである。

……中略……

（引用者注、前掲「三月三日侍於雌院賜侍臣曲水之飲応製」の尾聯を引く、省略）

右は、仁和二年（八九〇）、受領交替の解由を待たずに讃岐から帰京し、その直後に催された曲水の侍宴における作の結句である。このように宮廷詩人たる者が地方官になることは断ちたいものだという願いを直截に詠んでいるのである。それは訴えですらある。中央に居たいのは、常に主上に近く侍坐して王沢を謳い、聖恩を謝し、聖徳を寿ぎたいからである。

道真に限らず当時の文人達にとって、公宴詩会の賦詩が極めて名誉であったことが指摘されている。確かに、『日本後紀』以下の正史を見渡せば、文徳天皇朝辺から詩会記事はほとんど公宴詩会に限られるのであり、その重要性に疑いはなく、また、道真ら文人は、律令官人である上で且つ文人である以上、公宴詩会への参加は官人として律令社会での場所を占める重要な根拠であったろう。しかしながら、公宴詩会に関しても、それに対する律令官人達―道真ら文人は勿論、それ以外の官人をも含めて―の意識に関しても、この波戸岡氏の論以外に注意が払われているとはいいがたい。また、公宴詩会についての個別の儀式研究も、それの展開についても、研究が進んでいるとは必ずしもいえない状況である。[2] これには、「公宴詩会の際の兼題擬作の詩が本義を外れたものであり、たとへ凋心鏤骨して麗句を配し衆人の賞讃を得たとしても、真の詩から遠く離れたものであることは明らかである。[3]」という見解に代表される認識とともに、公宴詩会の意味付けがこれまでに積極的になされてこなかったことも起因していよう。本稿では、そのような公宴詩会の機能と変遷について、「風月」という語を起点として考察を加える。

二

「風月」という語が、単に自然現象であるところの「風」と「月」を表すだけでなく、「詩心を昂揚させる自然」を意味することは、夙に後藤昭雄氏や大曽根章介氏[4]によって指摘されている。特に、大曽根氏は、上代から平安朝全般の用例を検討され、「詩心を昂揚させる自然」としてあった「風月」が、平安朝の半ば頃――菅原文時辺――から「風月」だけで「詩」をも表すことにもなったこと、その転換点が菅原道真の用法にあったことを指摘された。次の詩は、「詩心を昂揚させる自然」としてあった「風月」が、「詩才」の意で使われた例として大曽根氏が指摘された詩である。

奉感見献臣家集之御製不改韻兼敍鄙情　　菅原道真

反哺寒烏自故林　哺むことを反す寒烏は自ら故林
只遺風月不遺金　只風月を遺して金を遺さず
且成四七箱中卷　且つ四七と成る箱中の卷
何幸再三陛下吟　何ぞ幸なる再三陛下の吟
犬馬微情叉手表　犬馬の微情手を叉ぬきて表す
冰霜御製遍身侵　冰霜の御製身に遍く侵す
恩覃父祖無涯岸　恩は父祖に覃びて涯岸無し

誰道秋来海水深　誰か道はん秋来りて海水深しと

（『菅家後集』469）

この詩の「風月」について大曽根氏は、「親鳥が口に哺んだ食物を与え育てると子鳥は必ず恩返しをするというが、祖父と父の二代に亘る葉陶によって私は自然に家業に入ることができた。父祖は私にただ風月を残してくれたが金は残さなかった。……中略……「故林」が家業である学問詩文の世界を示すものとすると、「風月」は自然を賞翫する詩心から進んで、風月を愛して詩に表現する文学的資質才能を表すものと考えることができようか。かかる用例は彼の他の作品には見られない。」と述べられた。しかし、次の例もこれに準じて考えられよう。

絶句十首賀諸進士及第（1）　菅原道真

七々頽齢是老生　七々の頽齢是れ老生
誓云未死遂成名　誓ひて云ふ未だ死なずして遂に名を成さんと
明王若問君才用　明王若ひ君が才用を問ひたまはば
吏幹差勝風月情(5)　吏幹差や勝る風月の情

賀丹誼　丹誼を賀す

（『菅家文草』巻二・129）

これは、道真が文章生試に合格した学生を祝した詩であるが、天子が君の才能を問われれば、「吏幹」が「風月」よりも優れていると答えよう、と詠んでいる。「吏幹」は、正史の卒伝等に散見し、政治の実務に対する才能を指すのであるから、この場合の「風月」も「詩作の才」を表すことになろう。大曽根氏は、道真のこのような用法を「我国の先蹤文学からは探し求めることが困難である」と述べられている。この道真の用法が、「風月」＝「詩」という用法を導き出したと考えられるが、それは、「風月」と詩作とが緊密に結びついているところから生じたのであろう。その点は、大曽根論文に詳細であり、参照されたい。(6)

前掲した道真の「風月」は、詩才を意味したのであったが、前者は、道真に受け継がれた「故林」における「風月（＝詩才）」であり、「故林」とは、該詩の題にある「御製」（醍醐天皇「見右丞相献家集」、『菅家後集』所収）の「門風自〻古是儒林」に対応し、道真に及ぶ三代の儒業を指す。「風月」はそこから「遺」された才なのである。道真が「家業年租本課〻詩」（『菅家文草』巻二・120「予作詩情怨之後再得菅著作長句二篇、解釈予憤安慰予愁、憤釈愁慰朗然如醒、予重抒蕪詞謝其得意〈本韻〉」）――先祖代々の家業で租税として詩を課されている――と詠んだ認識と同様で、三代に亘る職業としての詩、その才能としての「風月」であろう。後者は、「吏幹」と同列に捉えられる「風月（＝詩才）」である以上、政治の実務才能と同レベルの「才用」としての「風月」として理解されよう。ともに、国家に仕える才として「風月」が意識されているといえるのではないか。そうした「風月」とは具体的には何を指すのであろうか。次の例が参考になろう。

答諸公卿請減封禄表勅　菅原文時

勅。朕以二眇身一、謬為二元首一。運属二澆世一、道離二淳源一。近曽炎旱、

人庶憂労。崇二神霊一而無レ功、転二経王一而不レ験。是用躬親二節倹一、心期二感通一。乃稽二旧章一、重施二新詔一。衣弥慮レ無二異綵一、食亦嫌レ有二兼珍一。所二以為一民也。而卿等不レ称二瘡天之厭徳一、還美二紫泥於流謙一。内合二議於股肱一、外引二棄於朱紫一。任二至情一而求レ折封、違二往跡一而陳レ減レ禄。朕猶怪焉。夫災害之興、必有レ所レ応。朕之不レ逮、蓋自招レ之。朕独可二対レ民而謝一矣、卿等何剋レ己而同乎。況大夫等、国恩是憑、私儲或乏。出二於学館一者、風月唯為二家資一。移レ自二孝門一者、水菽莫レ非二禄養一。来請之旨、曾所レ不レ容。猗歟、非レ不レ高敦俗之志。然此省檄将レ止二於予一人之身一也。

天暦十年八月十九日　（『本朝文粋』巻二・57）

これは村上天皇天暦十年に、天変地異頻りなる情勢に鑑みて、臣下達が自らの封禄を減らすことを顧って奉った表への勅答で、菅原文時の作になるものである。傍線部に「風月」と記されているが、封禄を削るという臣下に対して、臣下達は、国恩を頼み、私財も乏しかろう、「学館」より出身したものは「風月」を「家資」としているのであるし、孝行によって登用されたものは、貧しい中で親孝行をしているのであるから、封禄を削るという要請を聞くことはできない、と答えている。「出二於学館一者、風月唯為二家資一」の表現が問題になるのであるが、「学館」は、三善清行の「意見封事十二箇条」（『本朝文粋』巻二・67）の「請加給大学生徒食料事」に「然而学生等、成立之望猶深、飢寒之苦自忘。各勤二鑽仰一、共住二学館一。」とあり、大学寮の学生の寄宿舎を「学館」と記しており、「出二於学館一者」とは、大学寮出身者と考えられる。その大学寮出身者が「風月（＝詩）」で「家資」を得ているのであるという。この勅答は「減封禄」の要請に答えて下されているのであるから、大学寮出身者は、詩によって封禄を得ているということになる。つまり先述した道真の例と同様、「風月」の才によって、国家に仕えているということになろう。そして大学寮出身者――賦詩によって「資」を得るのであるから、文章道出身者が中心となろう――が「風月」によって禄を得るということは、具体的には、公宴詩会の献詩者となり、そこで詩を賦し封禄を得るということになろう。

公宴詩会として重要な、内宴・重陽宴の献詩者＝「文人」に関する規定をみれば、内宴においては、「蔵人頭奉レ仰、今仰下廻可二参二文人等一。〈儒士并文章得業生、候二蔵人所一文章生、在二諸司一旧文章生、才学傑出者一両。但内記依レ例預レ之〉」（『北山抄』所引清涼記「内宴」）とあり、重陽宴の規定でも、「応レ召二文人一者、前二日省簡二定文章生并諸司官人堪レ属レ文者、造レ簿預令二宣告一」（『延喜式』式部省下「九月九日菊花宴」）と、文章生が召集されている。文章道出身者が公宴詩会に参加することが窺われるのであるが、勿論その禄に関しても『延喜式』大蔵省・諸節禄法等に定められている。[7] つまり彼らは公宴詩会で詩を賦すことにより禄を得ているのである。「出二於学館一者、風月唯為二家資一」とは、こうした事情を指しているのであろう。つまり、「風月」は公宴詩会を意識させるということになる。また紀長谷雄「延喜以後詩序」（『本朝文粋』巻八・201）に「故予延喜以後不レ好レ言レ詩。風月徒抛、煙華如レ棄。雖レ関二公宴一、不二敢深思一、只避二格律之責一而已」という記述があるが、これも同様であろう。詩を言うことを最早好まないから「風月」「煙華」を投げ捨てよう、そして公宴に預かっても格律の責めを逃れるだけだ、

と嘆いているのであるが、本来ならば、公宴詩会では「風月」「煙華」を投げ捨てずに「詩」を「言」うということを表していよう。「風月」と公宴詩会との関連を窺わせる表現である。

これらの「風月」によって導き出される詩作の場は具体的には公宴詩会を意識させる。そしてこのことは、平安朝における「風月」の例を通覧すると、さらに明確になる。例えば、菅原文時の詩文には先の勅答以外に同様な用法が見出せる。「老閑行」（『本朝文粋』巻十二・354）の「家資風月雖レ老未レ忘、世路喧囂雖レ去猶聴」という表現は、勅答の「風月唯為二家資一」と重なり、公宴詩会を意識させよう。また、「意見封事三箇条」（『本朝文粋』巻二・68「封事三箇条（3）・請不廃失鴻臚館懐遠人励文士事」）には、「方今詞人才子、顧相誡曰、人命有レ限、世途難レ抛。何徒勤二苦於風月之間一乎。請見鴻臚館之不レ可二復為二文場一矣。」とある。衰亡している鴻臚館の復旧を要請した条に記された「詞人才子」の嘆きである。世を渡ることを投げ捨てることはできないから、いたずらに詩作に勤めることができようか、鴻臚館が廃れているために「文場」とはならないことを見てもわかることだ、というのであり、逆に言えば、「文場」としての鴻臚館があれば、「風月」に「勤苦」することも「徒」ではないということであろう。これも、公宴詩会での賦詩に準じて考えられる。

申文にも「風月」は見出せる。申文は自分の職歴を述べ、昇進等を願う文章である。その中に「風月」で国家に仕えたという表現が見えるのは、やはり公宴詩会を意識させよう。

正四位下行式部大輔兼文章博士菅原朝臣文時誠惶誠恐謹言

請殊蒙天裁依勤績及儒労叙従三位状

…若不レ蒙二渙沢一、忽填二溝壑一、則恐天下文士、海内学徒、不レ知二公家用レ賢捨レ愚之意一、偏見二文時之沈淪一、相誡皆以為、勿下以二風月之情一奉上君、勿下以二儒雅之事一報上国矣。詩書礼楽之道、従レ此而可二永荒一

（『本朝文粋』巻六・152）

これは、文章博士である自分が従三位に叙せられなかったならば、天下の文士・学徒が、「詩」や「儒学」で国に報じないようになる、と危惧したもので、国家に仕える方法としての「風月」が確認される。同様の例は文時以外にも確認でき、大江匡衡も申文の中で「叙位労十箇年、博士労五箇年、以二儒学一為レ業、以二風月一為レ資。」（『本朝文粋』巻六・160「請特蒙鴻慈因准先例兼任弁官左右衛門権佐大学頭等申他官替状」）と記し、文時作の勅答や「老閑行」にも見えた「風月」を「資」とするという措辞と重なり、これも具体的には公宴詩会の詩作を意味しよう。

三

以上、「風月」が公宴詩会を意識させることを述べた。国家に仕える手段として「風月」があり、それは具体的には公宴詩会に参加しての献詩であることを確認した。殊に文時の作になる勅答の「風月」や申文に表れる「風月」はそのことを明白に表していよう。勿論、全てがこれに当てはまるとはいえないが、[8] こうした「風月」の用法を検討することで、公宴詩会に対する文人達の意識を考える緒が見出せるのではないだろうか。

「風月」は実は申文に多く見られる措辞でもあるのだが、申文が

国家に仕えた職歴を述べることで昇進等を願う文章である以上、そこに表れる「風月」は、国家の行う公宴・儀式における詩会での献詩を指そう。先の文時・匡衡の申文の例は、まさにそうした献詩によって律令国家に仕えること、あるいは仕えてきた実績を述べたものであった。ところがそのような申文の「風月」であるのに、次のような例が見出せる。

正五位下行文章博士大江朝臣以言誠惶誠恐謹言
請特蒙天恩因准先例依儒学労被兼任弁官闕左右衛門権佐申他官替状
以言昔在二丁年一、早登二甲科一。蓬宮芸閣賜レ宴之筵、必蒙二其徴辟一、王公卿相言レ詩之座、必列二其風塵一。雖レ慙二才望之愚賤一、未レ免二風月之荷担一。
（『本朝文粋』巻六165）

これは、一条朝の儒者大江以言の申文である。以言は、「蓬宮（＝内裏）」、「芸閣（＝内御書所）」での詩宴や「王公卿相」の詩会で、「風月（＝詩）」の責任を負って仕えたというのである。この申文では「蓬宮」での詩宴、つまり公宴儀式を中心とした天皇が主催する詩宴と、それ以外の「王公卿相」という臣下の詩宴での「風月の荷担」が同列に扱われている。双方を自分の功績として申文で述べているのである。申文における「風月」は国家に報ずる手段として記されるのであるから、これは異例である。このことは、何様に理解するべきなのであろうか。しかし、それ以前に、そもそも「風月」によって国家に報ずるとはいかなることなのであろうか。つまり、公宴詩会での機能とはいかなるものであるのか。次の喜田新六氏[9]の儀式に関する示唆的な見解が参考になろう。

儀式の内容をなす各種の儀礼は、当時の国家体制の維持運営のために、必要欠くべからざるものと考えられ、…中略…儀式に規定してある儀礼は、君臣上下の秩序と上奏、下達の形式とを、空間的位置と参列者の行動とに表現するように仕組んだ一種の演技であって、儀式に規定してあるその次第書きの通りに、毎年繰返して参列者を行動せしめ、彼等をして、目と耳と再拝等の行動等によって、君臣上下の秩序と自己の地位分限とを覚らしめるのである。

儀式とは、律令体制維持運営のために、常に繰り返し行われることで、君臣上下の秩序の維持を保つものであったことが知られるのであるが、こうした機能を持つ儀式の中で、詩作が行われるのである。公宴詩会での詩は、儀式の内容を褒め称え、天皇の徳を賛美することが中心であるが、儀式における機能として考えてみれば、それは儀式の正しい運営を讃えることにもなるのであり、君臣上下の秩序が保たれていることを示すことにもなる。公宴詩会での賦詩の機能とは、そうした秩序維持の方策の一部として理解されなければならない。だからこそ「風月」が国家に報ずる手段ともなるのであろう。そうであれば、先掲の以言の申文は、公宴詩会に対する意識の変化を表しているのであろうか。それはまた、当時、つまり一条朝の公宴詩会のあり方を示しているのかもしれない。[10]

一条朝二十六年間における詩会を調査すると、次のような結果が得られる。

天皇主催の詩会　四十六回（内、公宴詩会[11]　七回）
臣下主催の詩会　五十七回（内、道長主催　四十二回）

参考までに、醍醐朝三十四年間の詩会は次に示したとおりである。

天皇主催の詩会　五十三回（内、公宴詩会　四十二回）
臣下主催の詩会　十二回

醍醐朝の詩会はほとんどが公宴詩会であり、それ以外は目立たない。それに引き替え一条朝で顕著なのは、公宴詩会の減少と、道長家詩会の多数の挙行である。公宴詩会は、一条朝に入って突然減少したのではなく、既に、冷泉朝辺から徐々に挙行されなくなっていたのであるから、逆に言えば、この時代に公宴詩会が五回というのは、目立つくらいではあるのだが、やはり、上述したような天皇を中心とした秩序維持の方策としての儀式は既に機能していないと見てよいであろう。[12]それとともに顕著なのが、この時、左大臣として一の人であった、藤原道長家での詩会の多さである。他の臣下には詩会を主催する記事がほとんど見えないのに対し、道長家の詩会は異例なほどに多いのである。またその詩会も「十二日　自二左大殿一（道長）有レ召、依二作文事一也、大内記斉名朝臣上レ題、寒花為レ客栽〈以レ心為レ韻〉、文章博士匡衡朝臣献レ序…下略…」（『権記』長徳三年十月）、「十二日、癸巳、天晴、馬場殿上人会合、有二作文事一、水清似二晴漢一、以レ秋為レ韻、上達部五六人・殿上人・儒者・経二文章生一者廿許、未時事始、子丑時許事了」（『御堂関白記』寛弘元年九月）とあるように、上達部・殿上人・文章博士や文章生等も参会する、大がかりな、公宴詩会に近い規模の詩会でもあったようである。そこには道長の強烈な権力を認めなければならないのであろうが、ともあれ公宴詩会の衰退と、それに連動するかのような道長家詩会の、幾多の挙行が確認される。以言の申文の表現にはこのような情勢が反映しているのであろう。以言が申文で、「王公卿相」の詩会―恐らくは道長主催の詩会が大きく影を落としているのであろう―と公宴詩会とを同列に功績として扱うのは、道長家詩会に収斂するであろう臣下主催の詩会も、天皇主催の公宴・儀式と同じ賦詩の場であるとの認識を示しているのである。公宴詩会がその本質を失ったのか、あるいは道長家詩会が、公宴詩会並の権威・機能を持ったのか、あるいはまたその両方であったのか、今後、検討していかなければならない課題である。

ところで、このような認識は同時代の文章博士である大江匡衡にも見出せる。

返納　　大江匡衡
貞観政要十巻

右依レ召返上如レ件。但除書以後、心若二死灰一。今度之政、以二文章宿学之咎一、不レ給二可レ給之官一。仍自二公宴釈奠、及一所詩宴一以外、永絶二風月之交一、又絶二雑筆一同レ前。……下略……

長保二年二月六日　　窮儒大江匡衡
（『本朝文粋』巻七・192）

これは匡衡が藤原行成にあてた書簡である。除目で、望んだ職につけなかったのは、「文章」を「学」んだ「咎」であるといい、「公

宴釈奠及び一所の詩宴より以外は、永く風月の交を絶たん」と、遣方無い憤懣を述べているのであるが、釈奠は大学寮の行事であるから公宴と同列に扱われても問題はないが、それらと同列に「一所の詩宴」とある。「一所」は柿村重松氏『本朝文粋註釈』に「一所　職源抄上云、執柄必蒙二一座宣旨一、故称二一人一〈又云二一所一〉、案ずるに一所は摂政関白をいふ、栄華物語、花山にも関白殿の姫君参らせ奉り給ふ、世の一の所におはしませばいみじうめでたきとあり、当時は藤原道長摂政たり」と注されるように、摂関のこと、あるいは時の一の人であろう。ここでも公宴詩会と、摂関とはいえ臣下の詩会が同列に扱われている。どうやら一条朝辺で公宴詩会は、摂関の詩会と同列に認識されるようになったようである。以言の申文や匡衡の書状は、そうした状況を表しているのであろう。

四

以上、「風月」の用法を起点として公宴詩会について考察を加えた。平安朝における「風月」は、賦詩と密接に関わっていたが、その賦詩は公宴詩会を意識させ、公宴詩会について検討を試みる緒になるのではないか、と推測を立てて考察してきたところ、一条朝において、それまで公宴詩会を意識させていた「風月」に、臣下―道長―主催の詩会の影を認めることができた。公宴詩会が、一条朝においてほとんど挙行されなくなり、天皇を中心とした君臣上下の秩序維持の方策として機能しなくなったこと、道長家詩会の頻繁に開催されたことによるのであろうという結論に達した。しかし、これは、「風月」の用法と、詩会挙行の数値のみによって得られた結果である以上、今後、具体的に詩会記事を読解しつつ、検討を加えていかなければならない。

注

(1) 波戸岡旭氏「菅原道真「九月十日」の詩について」（漢文学会々報35・平成元年十二月）

(2) 公宴詩会の個別研究については、その起源を探るものが多く、平安朝における展開までをも見据えた論は少なく、内宴では、波戸岡旭氏「内宴と道真の詩」（儀礼文化20・平成六年二月）、重陽宴では、後藤昭雄氏「重陽」『年中行事の文芸学』（弘文堂・昭和五十六年）が注目される程度である。なお稿者も、内宴については「内宴考」（詞林18・平成七年十月）で、重陽宴については「一条朝文壇の形成――重陽宴の変容を通して――」『古代中世文学研究論集』（和泉書院・平成八年）で考察を加えた。

(3) 大曽根章介氏「菅原道真――詩人と鴻儒――」（日本文学22・9・昭和四十八年九月）

(4) 後藤昭雄氏「古今集時代の詩と歌」（国語と国文学60―5・昭和五十八年五月）、大曽根章介氏「「風月」攷――菅原道真を中心として――」（漢文学会々報36・平成二年十月）、また近時、後藤昭雄氏は「漢詩・漢文を作る」『岩波講座日本文学史　第一巻』（岩波書店・平成七年）において『懐風藻』の「風月」について検討されている。

(5) 岩波古典大系本は「更幹」に作るが「吏幹」の誤りであること、及び「吏幹」が正史に多く見えること、後藤昭雄氏「菅原道真の詩と律令語　続稿」（静岡大教育学部研究報告・人文社会科学篇33・昭和五十八年三月）に指摘がある。

(6) 中国での「風月」について略述する。中国における「風月」は、唐以前ではそれほど確認できない。大曽根氏も挙げる、『文心雕竜』（巻二・明詩）の「暨二建安之初一、五言騰踊、文帝、陳思、縦轡以騁節、王、徐、応、劉、望二路而争一驅、並憑二風月一、狎二池苑一、述二恩栄一、敍二酣宴一」や、『詩品』序の「越石感乱、景純詠仙、王微風月、謝客山泉、叔源離宴、鮑照戍辺」は、詩の詠作の対象として、「池苑」や「山泉」と同様に扱われているが、唐以前での「風月」は、詠作の対象としてよりも「塵沙塞下暗　風月隴頭寒」（『楽府詩

集』巻二十一「出塞」隋・薛道衡）のように「風」と「月」、「野情風月曠　山心人事疏」（『庾子山集』巻五「奉和永豊殿下言志十首(10)」北周・庾信）のように「風月」に代表される自然を表すのが通例であり、詩作と関わる例は未見である。概して唐以前には「風月」の用例は少ない。唐代に入るとしばしば見られるが、初唐においては、王勃がぬきんでている。「琴尊唯待処　風月自相尋」（『王子安集』巻三「贈李十四四首(1)」）、「豈非琴樽遠契、必兆二朕於佳辰一、風月高情、毎留連於勝地」（同巻五「越州秋日宴山亭序」）では、「風月」は「琴」・「琴樽」と対にされ、殊に後者においては、「秋日宴」を促すものとして表現されている。また「少時風月、蘭亭有二昔時之会一、竹林無二今日之歓一」（同巻六「秋日宴季処士宅宴序」）においても宴を誘うものとして詠まれている。これらの「風月」は、自然の代表として表現されており、また「宴」を促すものとしてある。他に「況乃偃二泊山水一、遨二遊風月一、樽酒於二其外一、文墨於二其間一、則造化之於レ我得矣」（同巻五「上巳浮江宴序」）のように、「樽酒」「文墨」を導く例も注意されるが、我が国のように詩興を昂揚させる自然というよりも、詩作を含んだ「琴樽文墨」の「宴」を導くものとしてあり、詩作が特立されているわけではないようである。しかしこのような「風月」は、他に余り見出せず、唐代においても前代と同様、「風」と「月」、あるいは自然一般を指す場合が多い。例えば、「風月清江夜　山水白雲朝」（『幽憂子（盧照鄰）集』巻二）は「風」と「月」であろうし、「江鶯遷レ樹、隴鷹出レ雲、夢二上京之台沼一、想二故山之風月一、発レ言而宮商応、揺レ筆而綺繡飛」（『文苑英華』巻七百一「洛州張司馬集序」張説）は自然一般を表す。こうした状況で注意されるのは、既に大曽根氏も注意されているが、やはり白居易の「風月」である。白居易は、唐代でも圧倒的に多く「風月」を詠んでおり、その「風月」には、詩興を催す自然として表現されている例も見出されるのである。大曽根氏があげられた「唯有二詩魔降レ未一得　毎レ逢二風月一閑吟一」（『白氏文集』巻十六・1004「閑吟」）等がそれであるが、全てが同様ではなく、寧ろ、前代からも一貫しているように、「風」と「月」、あるいは、自然一般として表現される。「呉宮好二風月一　越郡多二楼閣一」（同巻五十一・2218「和微之四月一日作」）、「就レ中今夜好　風月似二江淮一」（同巻五十七・2729「詠閑」）、「風月不レ知二人世変一、奉レ君直似レ奉二呂王一」（同巻六十七・3406「送蘇州李使君赴郡二絶句(2)」）等があり、「風」「月」あるいは自然一般として表現されるのが、白居易においても通例である。以上、倉卒な調査ではあるが、中国――唐代までの――「風月」を概観した。王勃の「風月」で、宴を催す自然として、白居易の「風月」で、詩興を催す自然として詠まれることはあったが、両者を含めて、「風月」は、一般に「風」・「月」、あるいはそれらに代表される自然一般としてあったといえよう。唐代において平安朝のように「風月」＝「詩」の例は未見であるが、『漢語大詞典』によれば、宋・欧陽修「贈王介甫」の「翰林風月三千首　吏部文章二百年」が最も古い。

なお平安朝の「風月」に関して付言する。平安朝において詩作と関わる「風月」が詠まれるのは小野篁の「故栄凋之動人、猶色象之在レ鏡。事随レ化而暗遷、心無レ主而虚映。況在二暖昧之中一、思二壁払之道一。借託二風月一、記二其鬱陶一、求二一日之足一、当二百年之益一。亦有レ以者乎」（『本朝文粋』巻十一・341「早春侍宴清涼殿翫飲花応製」）の例が古い。篁は、周知のように、白詩受容の最も初期に位置する文人である。詩作に関わる「風月」が、篁に見えるのも白居易の影響であろうか。篁以後であれば、道真の「風月」が問題になるが、しかし、詩興を催す自然として表現される例、つまり、詩作と関わって表現される例は、予想されるよりも少ないのであり、その点は、白居易の「風月」と同様である。例えば、「臣十五歳加冠而後二十六、対策以前、垂レ帷閉レ戸、渉猟経典、雖レ有二風月花鳥、蓋言二詩之日尠焉一」（『菅家後集』674「献家集状」）のように、詩作と関わる例が見出せるとともに、「風月能傷二旅客心一、就中春尽涙難レ禁」（『菅家文草』四・224「春尽」）や「所天尋常言曰、棲霞観者、嵯峨聖霊、久留二叡賞一、仮使暫為二風月優遊之家一、唯願終作二香華供養之地一」（同巻十二・666「為両源相公先考大臣周忌法会願文〈寛平八年八月十六日〉」）で、前者は、道真の讃岐守時代の作であり、京都とは異なる讃岐の自然を「風月」と詠み、後者では、「棲霞観」を自然を楽しむに相応しい地と表現しているのである。道真の「風月」は中国での「風月」の用法と同様、自然を示すものとしても表現されているのである。しかし、最初にも確認したように、道真の「風月」には「詩才」を表す用法もあり、恐らくこのような用法は、「風月」と詩作との緊密さがもたらしたと考えられる。道真以降、

自然一般を表す例も見出せるが、多くは詩作と関わる。

(7) 詳細は工藤重矩氏「平安朝における「文人」について」『平安朝律令社会の文学』（べりかん社・平成五年、昭和五十七年初出）参照。

(8) 注(6)参照。他にも勧学会関係の詩序には「風月」が多出するが、中国での用法と同様、自然の代表として表される。

(9) 喜田新六氏「王朝儀式の源流とその意義」『令制下における君臣上下の秩序について』（皇學館大學出版部・昭和四十七年、昭和三十年初出）

(10) 一条朝の詩会に関しては後藤昭雄氏「一条朝詩壇と『本朝麗藻』」『平安朝漢文学論考』（桜楓社・昭和五十六年、昭和四十四年初出）、飯沼清子氏「平安時代中期における作文の実態――小野宮実資の批判を緒として――」（國學院雑誌86―6・昭和六二年六月）が参考になる。以下の数値は、これらを参考にしつつ、稿者独自に『大日本史料』を中心に調査した。但し、釈奠等、大学寮主催の詩会については数に入れていない。また内御書所詩会は、御前詩会と同時開催ならば、合わせて一回とし、御前詩会の後に挙行されている場合は別に扱った。この点に関しても、前掲拙稿「一条朝文壇の形成――重陽宴の変容を通して――」参照。また本稿の基となった平成七年度大阪大学国語国文学会において資料として配布した「詩宴略年表(稿)」は、紙幅の都合及び年表自体の不備もあり、掲載することができなかったが、一条朝の状況については、前掲拙稿に示したので、あわせて参照されたい。

(11) 『(貞観)儀式』『西宮記』『北山抄』等の儀式書に記される儀式次第に賦詩行為の記されるものを指す。内宴、重陽宴、花宴等である。

(12) 一条朝おける公宴詩会は重陽宴の四回の開催が目に付く程度である。重陽宴は冷泉朝辺から挙行されず、平座で催されることが通例になるが、一条朝では平座の後に御前作文が行われる（後藤氏前掲「重陽」参照）が、これは公宴詩会と同列には扱えない。注(10)にあげた拙稿参照。

【付記】
本稿は、平成七年度大阪大学国語国文学会（平成八年一月十五日、於大阪大学）における口頭発表に基づく。席上ご教示を賜わった諸先生方にお礼申し上げる。

――本学大学院博士後期課程――